

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## テレワーク

インターネットなどのICT（情報通信技術）を利用し、自宅などで仕事をする働き方。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅勤務などを実施・検討する企業が増加している。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

2/17(月) 赤口 令和元年分所得税の確定申告(～3月16日)

18(火) 先勝

19(水) 友引 雨水

20(木) 先負

21(金) 仏滅 サッカーJ1開幕

22(土) 大安

23(日) 赤口 天皇誕生日、税理士記念日

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

2/10(月) 23,686 ▼142 109.80 △0.12

11(火) 建国記念の日

12(水) 23,861 △175 109.87 ▼0.07

13(木) 23,828 ▼33 109.72 △0.15

14(金) 23,688 ▼140 109.78 ▼0.06

## 申告内容に誤りがあった場合Q &amp; A

令和元年分の所得税の確定申告がスタートしました(3月16日まで)。提出した確定申告書に誤りがあった場合などは、以下のような手続きが必要です。

## ◆Q &amp; A

Q. 期限前に誤りに気がついた場合は？

A. 申告期限内に確定申告書が同じ人から複数提出された場合は原則、最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を再提出します。

Q. 期限後に誤りに気がつき、税額を多く申告していた場合は？

A. 納める税額が多かった場合や還付される金額が少なかった場合は「更正の請求」という手続きを行います。更正の請求ができる期間は原則、申告期限から5年以内です。

Q. 期限後に誤りに気付く、税額を少なく申告していた場合は？

A. 納める税額が少ない場合や還付される金額が多い場合は、「修正申告」により内容を訂正し、新たに納める税金を延滞税と併せて納付します。なお、税務署から調査の事前通知を受けた後に修正申告をした場合は、過少申告加算税が課せられます。

Q. 確定申告を忘れて、期限後に申告する場合は？

A. 期限後申告の場合、納付すべき税額に対して無申告加算税(50万円まで15%、50万円超の部分は20%)が課されます。ただし、調査の事前通知前に自主的に期限後申告をした場合は5%に軽減されます(通知後は50万円まで10%、50万円超の部分は15%)。なお、申告期限から1ヵ月以内に自主的に行われており、期限内申告の意思があったと認められる場合には、無申告加算税は課されません。

■この記事の詳細は、情報BOX201507

## 新型コロナウイルスによる事業者支援策

◎セーフティネット貸付(日本公庫)の要件緩和……売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が懸念される事業者も対象にします。

◎衛生環境激変対策特別貸付(日本公庫)……新型コロナウイルスの発生により一時的に業況悪化となった旅館業、飲食店等を対象に、通常とは別枠の特別貸付を今月21日から実施します。

◎雇用調整助成金の特例……日中間の人の往来の急減により事業活動の縮小を余儀なくされており、中国(人)関係の売上高等が総売上高等の10%以上である事業主を対象として、従業員を一時的に休業等させた場合などに休業手当等の一部を支給する助成金の要件を緩和します。

## 健康保険の被扶養者における国内居住要件

本年4月から、健康保険の被保険者に扶養されている方(被扶養者)の認定要件に国内居住要件が追加されます。

この国内居住要件は、住民基本台帳に住民登録されているかどうかで判断し、住民票が日本国内にある方は原則、要件を満たすことになります。

ただし、国内に住所がない場合でも、留学をする学生や、海外に赴任する被保険者に同行する方など、日本国内に生活の基礎があると認められる場合には、例外として取り扱われます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 確定申告の内容に誤りがあった場合の手続きなど

## ◆法定申告期限内に誤りに気付いた場合

法定申告期限内に同じ人から確定申告書が 2 以上提出された場合は原則、最後に提出された申告書とその人の申告書として取り扱われますので、計算違いなど申告内容の誤りに気付いた場合は、誤った箇所を訂正した上で改めて申告書等を作成し、期限内に再提出します。

改めて申告書等を提出する際に、一度提出した添付書類を再度提出する必要はありません。ただし、書面で提出をする場合は、提出の都度、本人確認書類（マイナンバーカード等）の提示又は写しの添付が必要です。

## 法定申告期限後に誤りに気付いた場合

## ◎納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

「更正の請求」をすることで、税金が還付されます。この手続は、更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容を調査し、納め過ぎの税金がある等と認めた場合には、減額更正が行われ、税金が還付されます。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から 5 年以内となり、令和元年分の所得税については、令和 7 年（2025 年）3 月 17 日までとなります。

## ◎納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

「修正申告」により誤った内容を訂正します。修正申告をする場合は、「申告書 B 第一表」と「第五表（修正申告書・別表）」の用紙に必要事項を記入して所轄税務署長に提出します。

修正申告によって新たに納付することになった税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに納めます。納付する税額には、法定納期限の翌日から完納する日までの期間について延滞税※がかかりますので、併せて納付します。

また、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、その税額の 10%（期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 15%）の過少申告加算税がかかります。

なお、税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をした場合は、過少申告加算税はかかりません。ただし、調査の事前通知後にした場合は、50 万円までは 5%、50 万円を超える部分は 10%の割合を乗じた金額の過少申告加算税が課されます。

※令和 2 年中の延滞税の割合は、納期限の翌日から 2 月を経過する日までは年 2.6%、納期限の翌日から 2 月を経過した日以降は年 8.9%。

## ◆確定申告を忘れていた場合

確定申告をする必要がある者が期限内に確定申告をしていない場合は、期限後申告として取り扱われ、申告等によって納める税金のほかに無申告加算税が課されます。

期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となり、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

各年分の無申告加算税は、原則として、納付すべき税額に対して、50 万円までは 15%、50 万円を超える部分は 20%の割合を乗じて計算した金額となりますが、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、この無申告加算税が 5%の割合を乗じて計算した金額に軽減されます。ただし、調査の事前通知後にした場合は、50 万円までは 10%、50 万円を超える部分は 15%の割合を乗じた金額となります。

また、期限後申告等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限る）又は重加算税を課されたことがある場合、10%加重される措置が設けられています。

なお、期限後申告であっても、次の ①、② を全て満たす場合には無申告加算税は課されません。

①その期限後申告が、法定申告期限から 1 月以内に自主的に行われていること。

②期限内申告をする意思があったと認められる一定の場合として、次のいずれにも該当すること。

\* その期限後申告に係る納付すべき税額の全額を法定納期限（口座振替納付の手続をした場合は期限後申告書を提出した日）までに納付していること。

\* その期限後申告書を提出した日の前日から起算して 5 年前までの間に、無申告加算税又は重加算税を課されたことがなく、かつ、期限内申告をする意思があったと認められる場合の無申告加算税の不適用を受けていないこと。